

高知県公安委員会公文書管理規則の改正について(意見公募期間 令和元年 11 月 28 日から同年 12 月 27 日まで 提出意見の数 0 件)

公開日 2020 年 2 月 28 日

1 規則等の題名

高知県公安委員会公文書管理規則

2 根拠法令・条項

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第 1 号）第 14 条第 1 項

3 公募した規則等の概要

歴史公文書を公文書館に移管する仕組みを導入するとともに、公文書の管理の要件等を定めるものです。

4 行政手続条例に基づくものか任意のものか

当該意見公募は、高知県行政手続条例（平成 7 年高知県条例第 45 号）に基づくものです。

5 規則等の制定の日

令和 2 年 2 月 28 日（金曜日）

6 結果の公示の日

令和 2 年 2 月 28 日（金曜日）

7 意見公募の期間（意見公募期間が 30 日未満の場合、その理由）

令和元年 11 月 28 日（木曜日）から令和元年 12 月 27 日（金曜日）まで

8 提出された意見の数

0 件

9 結果資料等の閲覧場所

- 高知県警察ホームページ
- 高知県警察本部警務部総務課公安委員会事務室
- 高知県ホームページ
- 県民室（本庁舎 1 階）

10 担当課・連絡先

高知県警察本部警務部総務課

電話：088－826－0110（内線 1913）